

第 8 産業保安行政

日常生活や産業活動に欠かすことのできない火薬類、高圧ガス・液化石油ガス及び電気による事故や災害を未然に防止することを目的に、許可・登録、検査・指導、保安意識の啓発及び免状交付等の事務を行っている。

併せて、一般社団法人宮城県LPガス協会や一般社団法人宮城県火薬類保安協会等の産業保安関係団体と連携し、事故や災害の防止と公共の安全の確保に努めている。

なお、火薬類取締法に係る許認可、検査等の事務（免状交付に係るものを除く）は、平成14年度から各市町村（実務は消防本部(局)）にその権限を移譲している。また、高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に係る同事務（免状交付に係るものを除く）については、平成18年度から仙台市に、平成21年度からは登米市にそれぞれ権限を移譲している。

電気用品安全法に係る販売事業者への立入検査事務は、各市町村で行っている。

産業保安行政の体系は以下のとおりである。

＜産業保安行政体系図＞

| | | |
|---------------------------|--------------------------------|-------------------------|
| 火薬類の保安対策 | 指導取り締り | 製造・販売等の許可（猟銃等に係るものを含む） |
| | | 譲受・消費等の許可 |
| | | 保安検査、立入検査（猟銃等に係るものを含む） |
| | 保安意識の高揚 | 保安責任者等への保安教育の実施 |
| | | 火薬類危害予防週間等における諸事業の実施 |
| | | 消費者に対する啓発及び保安功労者の表彰 |
| | 自主保安体制の確立 | 危害予防規程の認可、保安教育計画の認可 |
| 定期自主検査の実施指導 | | |
| 保安責任者免状の交付 | | |
| 高圧ガスの保安対策 | 指導取締り | 製造・貯蔵等の許可、登録等 |
| | | 保安検査、立入検査、完成検査 |
| | | 高圧ガス積載車両路上取締り |
| | 保安意識の高揚 | 保安責任者等への保安教育の実施 |
| | | 高圧ガス保安活動促進週間等における諸事業の実施 |
| | | 消費者に対する啓発及び保安功労者の表彰 |
| | 自主保安体制の確立 | 危害予防規程の届出受理 |
| 定期自主検査の実施指導 | | |
| 保安責任者免状等の交付（平成18年度より外部委託） | | |
| 電気工作物の保安確保 | 電気工事業者の適正な業務の確保及び工事の欠陥による災害の防止 | 電気工事業者の登録 |
| | | 電気工事業者への立入検査 |
| | 電気工事士免状の交付（平成18年度より外部委託） | |
| 電気用品の安全性確保 | 電気用品による危険及び障害の発生防止 | 電気用品販売事業者への立入検査 |